

○東温市ごみ収集日日程カレンダー有料広告取扱要綱

(令和 2 年 10 月 7 日告示第 130 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市有料広告取扱要綱（平成 18 年東温市告示第 86 号）第 6 条に基づき、東温市ごみ収集日日程カレンダー（以下「ごみカレンダー」という。）に有料広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置等)

第 2 条 広告掲載の位置等は、別表に定めるところによる。

(庶務)

第 3 条 ごみカレンダーにおける広告掲載に係る事務は、市民福祉部環境保全課において処理するものとする。

(補則)

第 4 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 10 月 8 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

広告掲載の位置	掲載枠	掲載期間	掲載料金
ごみカレンダー紙面下部（カラー） （縦 30mm×横 80mm）	6 枠	12 月	20,000 円 (1 枠につき)